

令和4年度 兵庫県立太子高等学校 学校評価(最終)

(評価指標)
4 よくできている
3 できている
2 あまりできていない
1 できない

基本方針		校訓「自律進取・和衷敬愛・質実剛健」の精神に基づき、人間としての在り方・生き方にについて考える姿勢を涵養するとともに、生涯学び続けるための基礎を培い、ふるさとを愛し互いに支え合い協力しながら、21世紀を主体的に生きる「こころ豊かで自立する人づくり」を基本理念とし、「未来への道を切り拓く力」を育成する。		
教育目標		1 自ら進んで学ぶ力：主体的・創造的に生きる力を育むために、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力を養う。 2 豊かな心：「共に生きる社会」を目指し、よりよく生きるために基本的な心構えや、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心を育てる。 3 健やかな体・活動の源となる体力や生涯にわたって健康で安全な生活を送ることのできる能力や態度を養う。		
領域		(参考) 具体的な取り組み例		
生徒の学習活動を支える環境の整備	総合学科の発展 総合学科のあり方と発展に向けた継続的研究	1	・総合学科のさらなる発展に向けて、全校的に取り組み、課題の解決を図る。	3.3 ・年次と専門部の連携を密にし、太子高校総合学科を発展させる様々な取り組みを工夫・改善する。
		2	・太子メソッドによって得た学力によって自らの進路を実現する。	3.4 ・学習において言語活動を重視する。 ・「産業社会と人間」、「基本探究」、「研究総合」と各教科との連携を効果的に進める。
	開かれた学校づくり 家庭や地域、中学校等への情報発信の推進 学校評議員制度等を活用した学校運営の推進	3	・学校ホームページ・年次通信を通じて、学校の情報を発信する。	3.2 ・ホームページの更新を素早く行う。 ・年次通信は、学期に2回以上発行する。
		4	・学校評議員会で出た意見を、全職員が共有し、学校運営に活かす。	2.8 ・学校評議員会の意見について会議で話し合う。 ・職員会議等で意見を共有し、関係部署を中心に課題改善に取り組む。
	生徒指導方針の共通理解と指導の徹底 生徒の内面的理解を図る指導の工夫	5	・教員が本校の生徒指導方針について共通理解のもと、指導する。	2.8 ・職員会議や研修会等で現状や指導方針などを周知徹底し、共通理解を図る。
		6	・本校の生徒指導方針に対する生徒や保護者との共通理解に努める。	3.1 ・校則について生徒・保護者・教員の三者による委員会で検討する。 ・始業式や終業式、全校集会において、明確に現状や指導方針などを伝達する。 ・保護者向けプリントやはなまる連絡帳を活用し、保護者の理解・協力を得る工夫を行う。
		7	・「気になる生徒」「特別な配慮、または支援が必要な生徒」についての、生徒の心情理解に努め、職員間の情報共有を図る。 ・生徒・保護者・キャンパスカウンセラーとの連携を保ち、チームで指導にあたる。	3.3 ・定期的(月1回程度)に、放課後で利用して支援が必要な生徒を抽出し、「指導体制」「支援体制」を確認し、生徒状況の情報共有を行う。 ・キャリアパスカウンセラーの専門的意見を取り入れ、担任、年次教員、養護教諭、特別支援コーディネーター等、生徒支援に関わる教員が情報共有したうえで、生徒の心情や状況に応じた支援を行う。
		8	・各任期1回の各種委員会を生徒に自主的に運営させる。	3.0 ・様々な行事等での計画・立案・実施を生徒が主体的に行う。 ・ルール・マナーの意味・大切さについて様々な場面で指導し、自主的な活動を促す。 ・部活動・生徒会の活動の様子を生徒相互で報告できる機会をもつ。
	進路指導体制の充実 進路指導部の充実	9	・進路指導部と各部署との連絡会を定期的に行い、進路・生徒に関する情報を共有することで進路指導部と各部署との連携を密にし、取り組みを充実させる。	3.5 ・月1回の進路指導部・年次による連絡会を実施して情報の共有を図り、必要に応じて協議を行う。 ・3年次の年次会には、部長が毎回出席する。 ・外部からの進路情報等を、適宜提供する。
		10	・進路を考える資料の提供と進路意識の高揚(1年次) ・自己の進路・適職について知り、将来の学びについて具体化(2年次) ・進路実現(3年次)	3.5 ・必要な進路情報冊子を年次と協議の上、配布する。 ・「合格体験を語る」会を実施する。 ・年次と相談の上、必要に応じて進路指導部としての講話を実施する。 ・進路講演会・進路行事の企画・実施について、年次と協議する。(3年次) ・指定校・公募制推薦・一般入試の検討・出願について、丁寧な協議、指導を行う。(3年次)
	実践的指導力の向上 計画性を持った研修の実施	11	・各教科の公開授業期間を設け、生徒にとってよりよい授業となるように授業改善を行う。	3.0 ・教務部、アクティブラーニング推進委員会より公開授業を啓発したり、授業改善が日常化されるよう優れた授業紹介をしたりする。 ・研修の結果の実践などを協議し、合う機会を設ける。 ・個々の研修成果を各部署、各教科で共有する。 ・各教科、各部署でどのように実践していくか具体的に提案する。
		12	・多くの教員が、自動的かつ積極的に研修を行う。	2.5 ・計画的な教科研究会への参加や、相手の授業見学等の機会を通して、研修を重ねる。 ・授業、特徴的な取り組みに関して積極的に研修を行い、それを報告する機会を持ち共有する。
		13	・各委員会・各部署などが積極的に研修を企画し、実行する。	2.8 ・教務・生徒指導・進路指導・人権教育等の学校の諸課題について、校内研修を計画的に企画・実施する。
	実効性のあるマニュアルの策定 危機管理体制の整備	14	・本校の実状に応じた危機管理マニュアルによる訓練を行う。	2.5 ・年次毎に、街角発炎型防災訓練を取り入れる。 ・訓練をする前に、職員研修をする。
		15	・地域・家庭・関係機関と連携した危機管理体制を構築・運用する。 ・緊急事態に応対した生徒支援を行う。	2.5 ・防災及び危機管理についての職員研修をする。 ・防災に必要な器具を揃える。 ・自治会及び保護者と協力して防災訓練を行う。 ・ICTの活用を含めた臨時休業時の学習支援と心のケアに取り組む。
	地域に根差した学校づくり	16	・地域住民や保護者と連携・協働し、地域貢献活動に積極的に参加することにより、生徒の地域への誇りや社会の一員としての意識の醸成に取り組み、感謝や思いやりの心を育む。	3.2 ・ボランティアや地域活動の情報をできるだけ具体的に提供し、参加について全校に呼びかける。 ・それぞれの活動の趣旨をわかりやすく伝え、より目的意識を持って取り組ませる。 ・できるだけ多種多様な情報を提供し生徒の参加意識を向上させる。 ・コロナ禍でもできることを考え、地域と連携した明るい未来に向けた活動を行なう。
生徒の学習活動	学力の充実	17	・教科等の学習活動全体において体験的な学習や問題解決的な学習機会の創出・提供に努める。 ・生徒がいっそう意欲を持つて課活動に取り組む。	3.2 ・「基本探究」や特別非常勤講師の活用、関係機関・施設との連携により体験的、問題解決型の学習機会を提供する。
		18	・教科学力定着に向けた取り組みの充実	2.8 ・教育課程委員会での意見交換、授業の手法についての研修などを行う。
		19	・個人に応じた学習指導の方法を研究し、それに基づいた教育実践に努める。	3.1 ・個別支援、個別指導計画を必要に応じて作成し、発達特性・障害特性に応じた対応を学習活動で行なう。
	科目「産業社会と人間」の充実	20	・学問・職業・地域について学ぶ中で自己的在り方・生き方について考え、将来に向かって積極的に取り組むキャリア教育を実施する。	3.2 ・「学びの二バーゲン」の視点を持って、学校全体で取り組むことにより、インクルーシブな学習環境づくりを行なう。 ・レポートの書き方等スキルの定着を図り、自己の考えを深める。 ・自分の考えを他者に伝える能力を身に付ける。 ・自他を尊重する態度の育成を図る。
		21	・「基本探究」は相手と協働し、課題の収集と解決に必要な知識・技能・思考力を身に付ける。また「総合探究」は「基本探究」の内容を発展させ、自分自身の知識や課題解決能力を高める。	3.2 ・各教科や専門部と連携しながら、「産業社会と人間」を基礎とした3年間の継続的な指導を行う。 ・問題解決や探究活動に主体的・協働的に取り組み、キャリア教育を進める。 ・自分(班)の考えを他者に伝える能力を身に付ける。
		22	・知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を生徒が身につけるための学習を実施する。	3.0 ・アクティブラーニング推進委員会が中心となって、授業構成・展開を考察し、改善の結果などをアンケートなどを通して自己評価し、さらなる研修を行うことにより、授業改善を常なるものとする。
		23	・生徒がアクティブラーニングの意義を理解し、積極的に授業に参加する。	2.8 ・授業における評価を授業改善に還元し、さらなる授業改善を行う。
	人権教育の充実	24	・人権尊重の精神を涵養し、自他に対する肯定的な多様性を尊重する態度を育成する。	3.0 ・ホールーム・講演会等の充実を図る。 ・人権講話・ポスターの募集などにより人権意識を高める。
		25	・県の「人権教育方針・啓発推進方針に対する教職員の理解を深める。	2.8 ・人権教育に関する様々な情報を提供する。 ・地域の研究発表会の紹介と参加呼びかける。
	国際理解教育の充実	26	・海外語学研修プログラムやその他の国際交流活動にAIとの協力を得ながら、積極的に取り組む。	3.0 ・海外からの訪問団と積極的に交流する。 ・海外語学研修の事前研修と事後研修に取り組む。 ・コロナ禍でのオンライン交流を継続的に行い、自主的に交流できる場を提供する。
		27	・自らの文化を積極的に海外に発信しようとする態度を育成する。	2.8 ・国際交流のための日本文化に関する学習会を充実させ、海外の姉妹校交流を通じて、相手国の文化を学び、日本文化を伝える。
		28	・情報機器や情報通信ネットワークの活用	3.2 ・視聴覚機器やコンピューター・関連機器について研修を行う。
	情報教育の充実	29	・現代の情報化社会において適正な活動を行うための基になる考え方・態度を育成する。	3.0 ・1年次はオリエンテーション時に情報モラルの授業を実施する。 ・10月には学校全体で講演会を開催する。 ・関連授業や年次集会・LHR等で機会を捉え、指導する。
		30	・兵庫県「学校いじめ防止基本方針」改定を受け、本校基本方針の見直しを図り、いじめ防止に向けた組織的な対応の徹底と教職員のいじめ対応能力の向上を図る。	2.8 ・はじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行を確実に行なう。 ・校内研修会を年次に複数回実施する。
	いじめへの対応	31	・ネットいじめ等、見えにくいいじめに対しても防止を図る。	3.0 ・保護者との連携により、生徒の情報共有を図る。 ・アンケート調査を生徒が記入しやすい形式で実施し、いじめ早期発見につなげる。 ・情報モラルの生徒研修会を実施し、インターネット上のトラブルの早期発見・解決に努める。

その他、お気づきのことについて自由にお書きください。